

あなたのお家地震がきても大丈夫？

精密耐震診断(無料)の要望調査を実施します



村では、村民が安心・安全に暮らせるよう、古い木造住宅の**精密耐震診断に係る費用の全額を負担**します。

住宅の耐震性を一般診断法に基づき、診断士が細かく診断し、診断書をお渡しします。
この機会に耐震診断を受けましょう！

【注意事項】

- ・予算等の関係で必ずしも実施できるわけではありません。
- ・診断実施日は令和6年5月以降になります。詳細な日時については、事前に連絡します。
- ・下記の対象となる住宅にあてはまらない場合は、全額自己負担となりますが、診断を実施することはできます。

対象となる住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
- ② 木造住宅であること
- ③ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅であること



住宅耐震改修

精密耐震診断の結果、やや危険または危険と診断された住宅（総合評点 1.0 未満）に対し、耐震性を向上させるための耐震補強工事又は解体工事への補助制度があります。

【補助額】耐震補強工事:工事費用の4/5の額(限度額 100万円)

解体工事:解体費用の1/2の額(限度額 83万8千円)

(お問い合わせ) 木祖村役場産業振興課 商工観光係 ☎ 0264-36-2001

意向確認書提出期限:令和6年4月26日(金)役場産業振興課まで

キリトリ

耐震診断・耐震改修 意向確認書

(当てはまる項目にチェックしてください)

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅である
- 木造住宅である
- 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅である
- 令和6年3月以前に精密耐震診断を実施した
- 診断の結果、総合評点 1.0 未満であった

精密耐震診断を要望します。

耐震補強・解体を要望します。

令和 年 月 日

TEL

住所

氏名



※対象建築物の固定資産台帳を閲覧することに同意した上で押印してください。